

令和7年度茅ヶ崎市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

(1) 意見提出者数 6名 (2) 意見項目数 7件

NO.	ご意見の内容	市の考え方
【監視指導計画全体】		
1	計画紙面に面白みがない。 コラムを増やすなど工夫が必要。	食品衛生監視指導計画は、食品監視指導の実施に関する計画です。ご意見を参考に、取り組み内容が所管域の住民の皆さまに伝わるよう、工夫に努めてまいります。
【第3 重点監視指導事業】		
2	テレビ等でノロウイルスによる食中毒のニュースが流れていた。 営業者に対してしっかりとした指導をしていただきたい。	ノロウイルスによる食中毒予防対策については、重点監視事業として取り組むこととしております。 調理従事者の手指等を介した二次汚染を防止するため、調理従事者の健康管理と手洗いの励行について指導を徹底してまいります。
【第5 立入検査及び取去検査】		
3	飲食店の使用水の点検をして欲しい。特に、PFOSの検査をして欲しい。ミネラルウォーターのPFOSの検査をして欲しい。	PFOS、PFOA等のPFAS（有機フッ素化合物）については、環境省や消費者庁等において対策が進められております。 水道水については、水道法における水質基準項目への追加、水道事業者を対象とした定期的な水質検査の実施と基準値を超えた場合の原因特定や改善措置の義務を課す方針が示されています。 食品営業施設のほとんどは、水道事業により供給された水を使用しておりますが、井戸水等の飲用に適する水を使用している施設もあることから、必要に応じてPFASの検査について指導してまいります。 ミネラルウォーターについては、水道水と同様の水質基準を定

		め、製造者の品質管理を法律で義務づける方針が示されています。
【第7 食中毒等健康被害発生時の対応】		
4	紅麹関連食品による健康被害が発生した。発生した際には迅速な対応をお願いしたい。	いわゆる健康食品による健康被害が疑われる場合には、国や他の自治体と連携を図り、迅速に対応してまいります。
【第9 意見交換及び情報提供】		
5	家庭向けや子供向け衛生教育を充実して欲しい。	食品の安全及び食中毒予防等に関する消費者向けの食品衛生情報は、リーフレットやホームページ等を通じて提供しているところです。情報提供の場を増やす等、更に衛生教育の充実を図ってまいります。
【その他】		
6	衛生管理の行き届いた店を公開していただけるとお店にもメリットになると思いますので是非お願いしたい。	HACCPに沿った衛生管理を推進するなか、衛生的に管理できている飲食店は増えてきました。 ただし、特定の店を公開することは差し控えますので、ご了承ください。
7	フードデリバリーサービスの運搬用具の衛生状態についても指導等することが必要だと思う。	食品の運搬のみをする営業については、公衆衛生に与える影響が少ないことから食品衛生法に基づく営業届出の対象となっていませんが、必要に応じて、衛生管理についての助言等を行ってまいります。

* 監視指導計画に関するご意見について、取りまとめています。